

公 安 委 員 会	「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和7年12月18日
説明資料No. 1		生 活 安 全 局

1 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）における改正規定のうち、ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備に関するものが、公布の日から起算して3月を経過した日（令和8年3月10日）から施行されることに伴うストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月17日（土）まで（30日間）

3 規則案の概要

改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条第2項前段の規定による通知及び求め（以下「通知等」という。）の方法について、国家公安委員会規則で定めることとされているところ、次のように定めるもの。

- 通知等は、通知・要請書を交付して行うものとし、通知・要請書の様式を定める。
- 緊急を要し通知・要請書を交付するいとまがないときは、通知等を口頭で行うことができる。この場合において、通知・要請書は、可能な限り速やかに交付するものとする。

公 安 委 員 会	日韓警察協議（第10回）の開催結果	令 和 7 年 12 月 18 日
説明資料No. 2	について	長 官 官 房

1 日韓警察協議の概要

- 平成22年に行われた警察庁長官と韓国警察庁長との会談で、両国警察の高級実務者級による協議の定期開催につき一致。
- 以降、日韓警察庁の局長級を代表として両国の犯罪情勢や対策等について意見交換を行うとともに二国間の捜査協力について協議（平成28年からは原則として日中韓警察局長級会議に合わせて実施）。

2 日韓警察協議（第10回）の開催結果

(1) 日時・場所

令和7年12月8日（月） 午前10時から午後0時30分

三田共用会議所（東京都港区）

(2) 出席者（代表）

警 察 庁：小笠原長官官房審議官（国際担当）

韓国警察庁：李国際協力官

(3) 協議テーマ

日韓警察の治安上の諸課題である、

- 組織的詐欺対策
- 捜査共助
- サイバー犯罪対策
- 薬物犯罪対策

等に関して、情勢や対策について意見交換を行うとともに、今後の捜査協力について協議を行った。

公安委員会 説明資料No.3	アジア詐欺対策国際会議 (Asian International Conference on Combating Fraud) の開催結果について	令和7年12月18日 長官官房
1 目的 <p>国境を越える組織的詐欺と闘う国際的な機運の高まりを踏まえ、東南アジア諸国の捜査機関等との間で、情報交換や協議を通じて、取締りの重要性について認識を共有するとともに、国際連携を強化するもの。</p>		
2 開催日・場所 <ul style="list-style-type: none">○ 令和7年12月10日（水）から11日（木）までの間○ 三田共用会議所（東京都港区）		
3 参加国等 <ul style="list-style-type: none">○ 14か国 カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム等○ 3機関 ASEANAPOL、INTERPOL、UNODC		
4 会議概要 <ul style="list-style-type: none">○ 各国の捜査機関、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等について共有。○ 参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力、各国の詐欺対策について、議論等を実施。○ 国際的な協力関係の一層の強化に向け、警察庁長官による基調講演を実施。○ 参加国等からは、非常に良い会議であった、今後の協力推進のためになった、旨のコメントがあった。		

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	「刑事に関する共助に関する 日本国とカナダとの間の 条約」への署名について	令和7年12月18日 長官官房
------------------------	---	--------------------

1 交渉の経緯

我が国は、これまでに米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間で、刑事共助条約を締結している（ブラジルとは署名済み、未発効）。

カナダとの間では、令和5年6月以降、3回の締結交渉を経て、令和6年6月に実質合意に達し、それぞれの国における所要の手続を経て、今般署名された。

2 条約の概要及び意義

(1) 共助の義務付け

従来、日本とカナダの間における刑事共助は、国際礼讓（※）に基づく外交ルート等により行われていたところ、この条約の締結によって、共助の実施が二国間の国際約束上の義務となり、従来の外交ルートと比較して、共助が一層確実に実施されることを確保できる。

※ 国際社会において、儀礼的、便宜的又は恩恵的考慮に基づき一般的に遵守される慣例

(2) 手続の迅速化

両国でそれぞれ指定される中央当局（日本：法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者、カナダ：司法大臣又は同大臣が指定する者）が、相互に直接連絡することとなり、共助の効率化・迅速化が期待できる。

(3) 共助の範囲

- 証言、供述又は物件の取得
- ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること
- 人、物件又は場所の見分、これらの特定
- 立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
- 出頭が求められている者への招請の伝達、刑事手続に関する文書の送達
- 証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のための受刑者の身柄の一時的な移送
- 犯罪の収益又は道具の没収・保全等の手続

3 今後の手続

署名後、日・カナダ双方において発効に必要な国内手続が完了すれば、外交上の公文を交換した後、30日目に発効の予定。

なお、この条約を実施するための立法等の措置は必要なく、国際捜査共助等に関する法律等により行うことができる。

1 令和8年度予算

	7年度予算額	8年度予算額	増△減額
一般会計	3,113億円	3,115億円	2億円 (0.1%)
警察庁	2,875億円	2,879億円	5億円 (0.2%)
交付税特会繰入	471億円	433億円	△ 38億円 (△ 8.2%)
一般経費	2,403億円	2,447億円	43億円 (1.8%)
情報システム予算 (デジタル庁一括計上)	239億円	236億円	△ 3億円 (△ 1.2%)
東日本大震災復興特別会計	4億円	2億円	△ 2億円 (△ 42.6%)
合 計	3,117億円	3,117億円	0億円 (0.0%)

2 各重点項目毎の計上額

一般会計	(前 年 度)
第1 サイバー空間の脅威への対処	67億円 (57億円)
第2 テロ対策と大規模災害等への対処	102億円 (100億円)
第3 安全かつ快適な交通の確保	190億円 (192億円)
第4 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進	97億円 (94億円)
第5 組織犯罪対策の推進	40億円 (37億円)
第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進と犯罪被害者等支援の充実	37億円 (40億円)
第7 警察基盤の充実強化	228億円 (260億円)

3 国家公務員等の増員

- (1) 国家公務員154人の増員
- (2) 地方警察官475人等の増員を要求中

4 組織改正

新設4項目の設置

5 税制改正

金属盗対策法の施行に伴う税制上の所要の措置

公 安 委 員 会	「技術の進展に伴う危険なドローン飛行 への対策に関する報告書」について	令和7年12月18日
説明資料No. 6		警 備 局

1 趣旨

近年のドローンをめぐる状況を踏まえ、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期することを目的として、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について検討を行うために本年10月から計3回開催された「違法なドローン飛行対策に関する検討会」において、報告書が取りまとめられたもの。

2 報告書の概要（別添）

（1） 対象施設周辺地域の範囲の拡大

ドローンの飛行速度の向上を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域のうち対象施設及びその指定敷地等以外の場所（以下「イエローゾーン」という。）の範囲を「おおむね千メートル」に拡大すべき

（2） イエローゾーンの上空飛行の直罰化

ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、その抑止を図るため、命令前置の間接罰ではなく、違法な飛行事実のみをもって罰則を科すべき

（3） ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加

ア 主要国首脳会議をはじめとする外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、その円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにすべき

イ 恒例の地方行幸啓並びに沖縄全戦没者追悼式、広島平和記念式典及び長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典といった国内要人が出席する行事会場等について、国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようすべき

（4） 警察と対象施設管理者等との連携

違法なドローン飛行への対処のために警察官が実施可能な措置に「対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずること」が含まれる旨を明確化すべき

（5） 新たな技術動向を踏まえた対処方策

対処方策は不断の見直しが必要であり、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、別途検討を進めるべき

3 今後の対応

報告書の内容を踏まえ、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の改正を含めた必要な検討を進めていく。

技術の進展に伴う危険なドローン飛行 への対策に関する報告書（概要）別添

ドローンをめぐる状況

- ドローンは小型無人機等飛行禁止法の制定当時（平成28年）から映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及
- ドローンを用いたテロ事案等が諸外国で発生しており、我が国でもドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されるため、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等に対する危険の未然防止に万全を期する必要

検討の基本的な方向性

- 様々な用途で活用されるドローンが重要な社会インフラになっていることも勘案し、**国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点**から必要最小限の規制となるよう慎重に検討
- 小型無人機等飛行禁止法の制定から現在までの約10年間におけるドローンの性能向上を前提として現行制度の課題を抽出し、必要な対策について検討

対策の方針

イエローゾーンの範囲の拡大

- ドローンの飛行速度を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から「**おおむね千メートル**」に拡大すべき
- ドローンの利活用に配慮し、対象施設管理者の同意取得手続・都道府県公安委員会等への通報手続の円滑化を図るべき

イエローゾーンの上空飛行の直罰化

- ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、抑止を図るために**直罰化**すべき
- 法定刑は、その危険性の程度を踏まえ、レッドゾーンの上空飛行と一定の差異を設けるべき

ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加

- G7サミット等の外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、その**円滑な準備・運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定**できるようにすべき
- 「良好な国際関係の維持」の観点から、「対象外国公館等」の指定権者である外務大臣において、外交上の重要性、開催計画の内容等を考慮し、指定する施設を判断すべき
- 恒例の地方行幸啓、沖縄全戦没者追悼式、広島/長崎の平和記/祈念式典等の行事会場等について、**国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定**できるようにすべき
- テロ等の標的とされるリスクを踏まえ、国内要人の範囲を限定した上、警察庁において、運用上、屋外/数時間以上滞在する場所といった基準を設け、警備情勢を考慮し、指定する施設を判断すべき

警察と対象施設管理者等との連携

- 違法なドローン飛行への対処のために警察官が実施可能な措置に「**対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずること**」が含まれる旨を明確化すべき
- 迅速・的確・効果的な対処を行うための役割分担を整理すべき

新たな技術動向を踏まえた対処方策

- 諸外国の技術動向について、情報収集に努めるべき
- 対処方策は不断の見直しが必要であり、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、別途検討を進めるべき